

最上町農業委員会第27回総会議事録

日 時 平成28年08月25日(木) 午前10時00分～
場 所 最上町役場 3階 第1会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会 長 後藤 一男
日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 議 案

1. 出席委員 (15名)

1番 渡部 浩栄	2番 庄司千賀夫	3番 奥山定次郎	4番 菅 孝
5番 渡邊 紀栄	6番 渡部 義信	7番 大場 充	8番 高橋 光廣
9番 中畠 聡	10番 小林 吉雄	11番 今田 源光	12番 奥山 勝明
13番 五十嵐一春	14番 二戸 孝一	15番 後藤 一男	

2. 欠席委員 (0名)

3. 会議に出席した職員

事務局長 大場 晃	事務局次長 金田 敏幸
事務筆耕 大澤 真由美	事務筆耕 齊藤 千枝

4. 会議に付議した事項

議事

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号	最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

議 長 : 　ただ今より、平成 28 年度最上町農業委員会第 27 回総会を開会致します。本日は全員参加しております。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 　日程第 1、会期の決定について議題と致します。お諮りいたします。会期は本日一日限りと致します。これに異議はございませんか。
（異議なしの声）
　全員異議なしと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 　日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議はございませんか。
（異議なしの声）
　ご異議なしと認めます。それでは、14 番二戸孝一委員、1 番渡部浩栄委員兩名にお願い致します。
　それでは、日程第 3 議事に入ります。

【議 事】

報告第 1 号

議 長 : 　報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 　報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」説明いたします。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので、受理したものである。平成 28 年 8 月 25 日提出。
（議案第 1 号 朗読説明 1 件）

議 長 : 　ただ今、報告第 1 号について事務局より説明が終わりました。このことについて、ご意見、ご質問を受け付けますが、質疑のある方は、

議席番号を言ってから挙手の上ご発言くださいますようお願いいたします。質問、ご意見はございませんか。

(3番委員挙手)

3番委員 : 31年までの契約だったものですが、解約の理由をお聞きしたいと思

います。
(事務局挙手)

事務局 : 推察になりますが、賃借人のお父様が耕作していましたが、お亡くなりになりまして、賃借人事態はお仕事をされていますので、続けることは困難と判断されたかと思

議長 : 3番よろしいですか。

3番委員 : はい。

議長 : 他にございませんか。ありませんか。ないようですので賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって、報告第1号は承認されました。

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。平成28年8月25日提出。

(議案第1号 朗読説明 1件)

議長 : ただ今議案第1号について事務局より説明がありました。調査員報告が4番委員よりお願いいたします。

4番委員 : 事務局次長が言ったとおりになりますが、19日に現地を調査して来ました。軒先より雪が落ちて気の毒ということで所有権の移転を行ったようです。夏場は、畑として利用するということでした。特に問題はないと思います。

議 長 : ただ今、調査員報告がございました。議案第 1 号について、皆さんよりご意見、ご質問をお受けいたします。ございませんか。

ないようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」採決いたします。議案第 1 号について原案どおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 1 号は原案どおり決定承認されました。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明いたします。農地法第 5 条規定による許可申請書の提出があったので、同法施行規則第 6 条第 2 項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。平成 28 年 8 月 25 日提出。

(議案第 2 号 朗読説明 3 件)

議 長 : 議案第 2 号について、事務局より説明がありました。1 番から 3 番について調査員報告がございました。1 番について、11 番委員より報告をお願いいたします。

11 番委員 : 18 日に事務局次長と確認して来ました。皆さんご存知のとおり、向町のコンビニのところになります。コンビニが出来るまでは、田んぼでしたが、コンビニができるときに一緒に買っていただければこのような不規則な形にはならなかったと思いますが、反対側が基盤整備により同じ所有者ですが、その土地だけが離れております。駐車場にするのであれば何の問題はないと見てきました。以上です。

議 長 : ご苦労様でした。では、2 番、3 番について、4 番委員より報告をお願いいたします。

4 番委員 : 19 日に事務局次長と現地調査に行ってきました。2 番についてですが、現状は、北側の方を現在埋め戻して終了するところでした。その続きということで南側を砂利採取ということでした。搬入、搬出経路も何も問題はないと思いましたが、3 番についてですが、エコシラカワの西側の部分です。現状は、田になっておりますが、今年は耕作しないということで、砂利採取をして現状に戻すということで問題はない

と思いましたが、搬出経路が県道を使うということでしたのでその辺が気になりました。事務局でも把握していたようですので問題が起きることがないようにお願いしたいと思います。

議 長 : ご苦労様でした。では、議案第2号について審議をお願いいたします。ご質問ご意見はございませんか。
(3番委員挙手)

3番委員 : 2番、3番ですが、碎石を採って埋め戻す際に土を持ってくると思っています。その採った所の雨などによる崩れなどもチェックしているのかお聞きします。
(事務局挙手)

事務局 : 許可証をお渡しするときに、搬入路の配慮等を申渡ししたいと思います。

議 長 : 3番よろしいですか。

3番委員 : 雨が降って、道路に茶色い水が流れないように対策をして頂ければいいと思います。
(4番委員挙手)

4番委員 : この地域は、砂利採取が多く見られます。集中豪雨などで水はけが悪く溢れてきた事もありましたが、業者のほうで穴を掘って対処したりしております。

議 長 : 機能対策の徹底を事務局のほうから指導をお願いしたいと思います。3番、4番委員よろしいですか。

3,4番委員 : はい。

議 長 : 他にございませんか。ないようですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」採決いたします。議案第2号について原案どおり決定する事に賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第2号は原案どおり決定承認されました。

続きまして、議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見の決定を使用とするものである。平成28年8月25日提出。
(議案第3号 朗読説明 2件)

議長： ただ今、事務局の説明が終わりました。質問ご意見はございませんか。ございませんか。ないようですので、議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」採決いたします。議案第3号について原案どおり決定する事に賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。よって、議案第3号は原案どおり決定承認されました。

以上で本日の議案の審議、並びに報告事項は全て終了いたしました。よって、平成28年度第27回総会を閉会いたします。